

○福井市集会所建設等事業補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、集会所の建設等に要する経費につき、補助金を交付することについて、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）によるほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「集会所」とは、地域のコミュニティ活動を促進し、近隣社会の連帯感を育成するため地域住民の話し合いの場として使用する施設であって、自治会又は連合自治会（以下「自治会等」という。）が所有するものをいう。

2 この要綱において「特定大改修」とは、建設後20年以上経過した集会所に係る増改築又は修繕であって、その費用が150万円以上のものをいう。ただし、高齢化集落（65歳以上の人口が50%以上を占める集落。以下同じ。）においては、その費用が100万円以上のものとする。

3 この要綱において「小規模修繕」とは、建設後20年以上経過した集会所に係る修繕をいう。

4 この要綱において「バリアフリー化」とは、和式トイレを洋式トイレ又は身障者用トイレに改造すること、スロープ、手すりを設置すること及び段差を解消すること等をいう。

5 この要綱において、「耐震診断」とは昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で設計され、耐震性能を有していない既存の建築物に対し、耐震診断士又は建築士等の耐震診断資格を有する者が、新耐震基準で耐震性の有無を確認することをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 新設事業

近隣に公民館等の公共的な集会施設その他集会所に類するものがない場合において、自治会等が実施する集会所（延べ面積が49.5平方メートル以上のものに限る。以下この項において同じ。）の新設事業（集会所を新築すること又は建物の全てを除去し、若しくは災害等により建物が滅失した後に集会所を新築することをいう。）

(2) 改修事業

自治会等が所有する集会所に係る特定大改修事業

(3) 小規模修繕事業

自治会等が所有する集会所に係る小規模修繕及びバリアフリー化事業

(4) 耐震診断事業

自治会等が所有する集会所に係る耐震診断及び防災備品整備事業

ただし、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

ア 耐震診断結果を自治会員に周知すること

イ 耐震診断の結果、倒壊する可能性がある又は倒壊する可能性が高いと判断された場合（構造耐震指標に準ずる。）には、防災備品を最低1個以上購入し、当該集会所に備え付けること

2 前項各号に掲げる事業については、同一年度中、いずれかひとつの事業を補助金の交付の対象とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に定めるものとする。

(1) 新設事業

ア 建物本体の工事費

- イ 建物と不可分の附帯設備の工事費
- ウ 同一年度にア及びイの工事費と一体となった設計監理委託費
- エ 当該新設に際し当該集会所に整備する防災用具（水、非常食等の備蓄品を除く。）の整備に要する経費（福井県が行うコミュニティ会館整備支援事業の交付決定を受けたものに限る。）

(2) 改修事業

- ア 建物本体の改修工事費
- イ 建物と不可分の附帯設備の工事費
- ウ 同一年度にア及びイの工事費と一体となった設計監理委託費

(3) 小規模修繕事業

- ア 建物本体の改修工事費
- イ 建物と不可分の附帯設備の工事費
- ウ 同一年度にア及びイの工事費と一体となった設計監理委託費
- エ バリアフリー化に要する経費
- オ バリアフリー化に伴い、取替えが必要となる器具等に係る経費
（浄化槽を当該事業と併せて設置する場合は、当該集会所の便器から当該浄化槽までの配管に係る経費を含み、工事に要する費用に限る。）

(4) 耐震診断事業

- ア 建物本体の耐震診断に係る経費
- イ 耐震診断の結果、倒壊する可能性がある又は倒壊する可能性が高いと判断された場合に整備する、防災備品（防災ヘルメット及び防災リュック）に係る費用

2 第1項各号に掲げる事業において、国、県若しくは本市からの補償金の交付又は損害保険契約による損害てん補その他これに類するものを受

けたときの補助金の対象となる経費は、同項各号に掲げる経費から当該補償金又は損害てん補その他これに類するものの額を控除した額とする。

(補助額)

第5条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ右欄に掲げる額で予算の範囲内の額とする。ただし、新設事業及び改修事業の「一般財団法人自治総合センターが行うコミュニティセンター助成事業の助成決定を受けたもの」について、当該額に100,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とし、それ以外について、当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

事業の種類		補助金の額
新 設 事 業	一般財団法人自治総合センターが行うコミュニティセンター助成事業の助成決定を受けたもの	対象となる経費の5分の3に相当する額以内の額とし、2,000万円を限度とする。
	福井県が行うコミュニティ会館整備支援事業の交付決定を受けたもの	1 2以外の経費 対象となる経費の2分の1に相当する額以内の額とし、750万円を限度とする。
		2 防災用具の整備に要する経費 対象となる経費の2分の1に相当する額以内の額とし、150万

		円を限度とする。
	上記以外	対象となる経費の10分の3に相当する額以内の額とし、400万円を限度とする。
改修事業	一般財団法人自治総合センターが行うコミュニティセンター助成事業の助成決定を受けたもの	対象となる経費の5分の3に相当する額以内の額とし、2,000万円を限度とする。
	福井県が行うコミュニティ会館整備支援事業の交付決定を受けたもの	対象となる経費の2分の1に相当する額以内の額とし、225万円を限度とする。ただし、高齢化集落においては、対象となる経費が150万円未満の場合、その経費の4分の3に相当する額以内の額とする。
小規模修繕事業		対象となる経費の2分の1に相当する額以内の額とし、75万円を限度とする。
耐震診断事業		補助支給額は、対象となる経費の2分の1に相当

	<p>する額以内の額とし 143,000円を限度とする。</p> <p>また、事業対象経費に係る各費用及び整備数の上限については下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断費：188,000円 ・防災ヘルメット 3,300円×（最大）10個 ・防災リュック 6,600円×（最大）10個
--	---

（補助金交付の申請）

第6条 この要綱による補助を受けようとする者は、福井市集会所建設等事業補助金交付申請（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 集会所の所在地（新設のときは、建設予定地）を明示した地図
- (2) 集会所の設計図又はこれに準ずるもので市長が認めるもの（耐震診断事業の場合、整備する防災備品のカタログ等）
- (3) 補助金の交付の対象となる事業に係る収支予算書
- (4) 工事内訳明細書又はこれに準ずるものの写し
- (5) 建築確認済証（当該集会所の建設等が建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する建築確認の対象となる場合に限る。）
- (6) 建築年月が確認できる書類（新設事業を除く。）

（補助金の交付決定の通知）

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、福井市集会所

所建設等事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（事業の着手）

第8条 この要綱による補助を受けようとする者は、前条に規定する通知を受けた後でなければ、事業に着手することができない。ただし、災害復旧など緊急を要する特段の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（実績報告）

第9条 第7条に規定する通知を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに、福井市集会所建設等事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助の交付の対象となった事業の収支決算書
- (2) 見積書（2者以上）、又は契約先選定理由書（ただし、耐震診断事業及び小規模修繕事業において、事業費が200万円を超えないものについては省略可）
- (3) 事業費の支払いに要した金額を証明する領収書又はその写し
- (4) 集会所の全景写真（集会所の増改築をした場合にあっては、当該増改築前後の写真）
耐震診断事業において、耐震診断の結果により防災備品を整備する必要が生じた場合、整備した内容と数量が分かる写真
- (5) 耐震診断結果（耐震診断事業の場合に限る。）

（補助金の額の確定）

第10条 規則第12条に規定する補助金の額の確定通知は、集会所建設等事業補助金交付確定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第11条 規則第14条第1項の規定による補助金交付請求書の提出は、福井市集会所建設等事業補助金請求書（様式第5号）により行うものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、申請者からの請求により補助金を概算払により交付することができる。

（補助の制限）

第12条 この要綱により補助を受けようとする事業が他の公的補助の対象となっている場合は、この要綱による補助を受けることができない。

2 過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがある場合は、当該交付の日から10年を経過した後でなければ、この要綱による補助（第3条第1項第1号及び第4号に掲げる事業に係るものを除く。）を受けることができない。

（関係図書の保存）

第13条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

1 過去にこの要綱による補助金の交付を受けており、最後に交付を受けた事業がバリアフリー化事業である場合は、改正後の福井市集会所建設等事業補助要綱（以下「新要綱」という。）第12条第2項の規定にかかわらず、当該交付の日から5年を経過した後であれば、新要綱による補助を受けることができる。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和7年3月31日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。